

# docomo business ANCAR Rec Professional Support Services 利用規約

## 総則

### 第1条 規約の制定目的

NTT ドコモビジネス株式会社（以下「当社」といいます。）は契約者に docomo business ANCAR Rec Professional Support Services（以下「本サービス」といいます。）を提供するための条件として、docomo business ANCAR Rec Professional Support Services 利用規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

### 第2条 本規約の範囲

本規約は契約者と当社との間の本サービスに関する一切の關係に適用します。

2 当社が本サービス提供の円滑な提供、運用を図るため必要に応じて契約者に通知する本サービスの利用に関する諸規定は、本規約の一部を構成するものとします。

### 第3条 本規約の公表

当社は、当社の Web サイト(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)その他当社が別に定める適切な方法により、本規約を公表します。

### 第4条 本規約の変更

当社は本規約を変更することがあります。当該変更を行うときは、当該変更後の本規約の内容およびその効力発生時期を、当社の Web サイト上(<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>)への掲載その他の適切な方法により周知します。

### 第5条 定義

本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

本サービスとは、当社が提供する以下のサービスに対する契約者の申込を当社が代行するものです。

- (1) docomo business ANCAR サービス利用規約に定める docomo business ANCAR Rec サービス
- (2) IP通信網サービス契約約款別冊（シェアードIP-PBXサービス）に定める第6種シェアードIP-PBX契約に定めるIP Voice通話録音機能

## 契約

## **第6条 申込みと承諾**

本サービスの利用を希望する場合は、本規約に同意の上、当社所定の方法により申し込むものとします。

2 本サービスによる docomo business ANCAR Rec サービスおよび IP Voice 通話録音機能の申込においては、当社の IP 通信網サービス契約約款別冊（シェアード IP-PBX サービス）に定める第6種シェアード IP-PBX の契約が必要です。

3 当社は、本サービスの申込みがあった場合、受け付けた順序に従い承諾します。

4 申込時に承ったお客様のメールアドレスへ通知をもって承諾とし、その承諾の時をもって契約の成立とします。成立した当該契約を以下「本契約」といいます。

5 当社は、次の各号に該当すると判断したときは、申込みを承諾しない場合があります。

(1) 申込者が要望するサービスの提供が技術上、その他の理由により著しく困難なとき

(2) 本サービスの申込者が、本サービスまたは当社の提供するサービスの料金または手続に関する費用等その他の債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき

(3) 本サービスの申込者が、本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき

(4) 申込書に虚偽の記載がなされたとき

(5) 本サービスの申込者が、当社からのサービス種別の指定、申込みにかかる内容の確認または変更要請に対し、当社が指定する期日までに回答しないとき

(6) 前各号に定めるほか、当社の業務に支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき

(7) 本サービスの提供に係る電気通信設備等に余裕がないとき

6 当社は当社の承諾後であっても、前項各号に該当することが明らかになった場合には第3項の承諾を取り消す場合があります。この場合、当社は取消により契約者が被った損害についての責任を負わないものとし、契約者はそれまでに当社に生じた費用を負担するものとします。

7 当社が申込みを承諾しない場合には、当社は申込者に対しその旨を通知します。

8 docomo business ANCAR Rec の設定は契約者が行うものとします。当社は本サービス申込みの承諾とは別に、申込代行の完了後に設定が可能となった旨を契約者のメールアドレスに通知します。

## **第7条 契約者の地位の承継**

相続または法人の合併もしくは分割により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人、合併により設立された法人もしくは分割によりその利用権のすべてを承継した法人は、その契約者の地位を承継するものとします。

2 前項の規定により、契約者の地位を承継した者は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて当社に届け出ていただきます。なお、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。

## **第8条 氏名等の変更の届出**

契約者は、その氏名もしくは商号、住所もしくは所在地またはその他契約者にかかる事項について変更があったときは、そのことをすみやかに当社に届け出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社に対しその届出のあった事実を証明する書類、あるいは当社の指定

する資料を提示いただくことがあります。

3 第 1 項に規定する変更の届出を怠ったことにより契約者が不利益を被った場合であっても、当社はその責任を負わないものとします。

### **第 9 条 契約上の地位の譲渡**

契約者は、本契約上の地位を譲渡することができません。ただし当社が譲渡を承認した場合はこの限りではありません。

### **第 10 条 契約者が行う本契約の解約**

契約者は本契約を解約しようとするときは、その旨をあらかじめ当社所定の様式により通知していただきます。

### **第 11 条 当社が行う本契約の解約**

当社は次のいずれかに該当するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知の上、本契約を解約することがあります。

- (1)当社が別に定める期日を経過してもなお、契約者が本サービス料金または手続きに関する費用等その他の債務を支払わないとき。
- (2)契約者が第 6 条（申込みと承諾）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (3)本規約に反する行為を行ったまたは行う恐れがあると当社が判断したとき。
- (4)契約者が自らまたは反社会的勢力を利用して、当社に対して詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いたとき

2 前項にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、あらかじめ通知をせずに、本契約を解約することがあります。

- (1) 緊急またはやむを得ない場合
- (2) 契約者またはその役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団もしくはそれらの関係者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、または反社会的勢力との取引もしくは人的、資金的関係があると当社が判断したとき。
- (3) 民事再生手続きの開始、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら、私的整理の開始、民事再生の開始会社更生手続きの開始もしくは破産申し立てをしたとき。
- (4) 手形交換所の取引停止処分もしくは資産差押または滞納処分を受けたとき。
- (5) 資本の減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。
- (6) 前各号に定めるほか、資産、信用および支払能力等に重大な変更を生じ、またはその恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

## **提供中止等**

## **第 12 条 提供中止**

当社は次の場合には本サービスの一部または全部の提供を中止することがあります。

法令等に基づく要請等により本サービスを提供することが困難となったとき。

2 当社は前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。ただし緊急またはやむを得ない場合はこの限りではありません。

## **第 13 条 提供停止**

当社は契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの提供を停止することがあります。

料金その他の債務について、支払期日を経過しても払われなかったことが合理的に見込まれるとき。

本規約に反する行為を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を停止するときは、あらかじめその理由、提供停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急またはやむを得ない場合は、この限りではありません。

## **第 14 条 提供の制限**

当社は、天災、事変、パンデミック、エピソード、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、本サービスの提供を中止することがあります。

2 当社が前項の措置をとったことにより契約者または第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は責任を負いません。

# 料金等

## **第 15 条 料金**

本サービスの料金は、料金表に定めるところによります。

## **第 16 条 申込代行手数料の支払義務**

契約者は、料金表に規定する申込代行手数料の支払を要します。ただし、申込代行の着手前に契約の解約、申込代行の請求の取消しがあった場合は、この限りではありません。この場合、既にその申込代行手数料が支払われている場合は、当社はこれを返還します。

2 申込代行の着手後完了前に契約の解約があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者はその申込代行に関して解約等があったときまでに着手した申込の部分についてそれに要した費用の支払を要します。

## **第 17 条 延滞利息**

当社は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお契約者から支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として請求できるものとします。

## 損害賠償等

### **第18条 責任の制限**

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由により、その提供をしなかったことに起因して契約者に生じた逸失利益、派生損害等を除く通常の損害に限り、賠償する責任を負うものとします。なお、当社は予見の有無、予見すべき場合を問わず、特別の事情から生じた損害については、責任を負わないものとします。

2 前項により、当社が契約者に対し賠償責任を負う場合において、本サービスにかかる料金の合計額を上限として、その責任を負うものとします。

(1) 当社の故意または重大な過失により本サービスを提供しなかったときは、前2項の規定は適用しないものとします。

## 雑則

### **第19条 免責**

当社は本規約で特に定める場合を除き、契約者にかかる損害を賠償しないものとし、契約者は当社にその損害についての請求をしないものとします。また、契約者は、本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任も負担させないものとします。

2 本規約は、第5条1項1号に定める当社が提供するサービスに対する契約者の申込を当社が承諾することを保証するものではなく、契約者の申込が承諾されないことにより契約者に損害が生じた場合でも当社は責任を負いません。

### **第20条 本サービスの廃止**

当社は本サービスの一部または全部を廃止することがあります。

2 前項の規定による本サービスの一部または全部の廃止があったときは、本サービスの一部または全部にかかる契約は終了するものとします。

(1) 当社は、本サービスの一部または全部の廃止に伴い、契約者または第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

### **第21条 法令に規定する事項**

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

### **第22条 契約者の協力**

当社は以下の場合、契約者に対し、本契約に関する契約者の機器・情報・資料その他の物品の提供、および当社が行う調査に必要な範囲で契約者の設備等への立入調査等の協力を求めることができるものとします。この場合、契約者はこれに応じるものとします。

- (1) 契約者による本契約の遵守状況を調査、確認するために必要な場合
- (2) その他、当社が必要と判断する理由がある場合

### **第23条 契約者に対する通知**

契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができます。

- (1) 当社の Web サイト上に掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
  1. 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信して行います。この場合は、契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
  2. 契約者が利用申込みの際またはその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、郵便物が契約者の住所に到達した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。
  3. その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって契約者に対する通知が完了したものとみなします。

### **第24条 当社の知的財産権**

本サービスの提供に関連して当社が契約者に提示する物品（本規約、申込代行に必要な文書等を含みます）。

### **第25条 個人情報の取り扱い**

当社は本サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては当社が定める「プライバシーポリシー」（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>）によります。

### **第26条 第三者への委託**

契約者は、当社が本サービスを提供するのに必要な範囲で、本サービスの全部または一部を当社の指定する第三者に委託することを了承するものとします。

2 当社は、前項に基づき、当社が再委託した場合の再委託先の選任および監督について、0（責任の制限）に定める範囲で責任を負うものとします。

### **第27条 承諾の限界**

当社は、第6条(申込みと承諾)に定めるほか、契約者から本サービスの利用に関する要望があった場合に、その要望を実現することが困難なときまたは当社の業務の遂行上支障があるときは、その要望を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその要望を行った者に通知します。

### **第28条 管轄裁判所**

契約者と当社との間で本サービスに関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### **第29条 分離可能性**

本規約の条項の一部が、管轄権を持つ裁判所によって違法、無効または法的拘束力がないと判断された場合であっても、他の条項は影響を受けず有効に存続するものとします。

### **第30条 準拠法**

本規約の解釈および適用に関する準拠法は日本法とします。

## 料金表

### 通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者が本サービスにかかる契約に基づき支払う料金等のうち、利用料金を料金月にしたがって計算します。この場合、当社は、別冊に特段の定めがない限り、協定世界時を用いて利用料金を計算します。
- 2 当社は、別冊に別段の定めがない限り、docomo business ANCAR サービス利用規約に定めるお客様契約番号ごとに1の料金月に発生した利用料金を合算して、その料金月における料金として請求します。
- 3 当社は、別冊に別段の定めがない限り、利用料金を日割りしません。
- 4 利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、通則1の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の清算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。この場合、当社は、通則3の規定にかかわらず、日割計算により利用料金を調整することがあります。
- 6 当社は、本サービスにかかる契約の解除後または別冊等に定めるメニュー等の提供の終了後にメニュー等の利用が発生した場合、その利用に基づく料金等を契約者に請求します。

(端数処理)

- ① 別段の定めがない限り、当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- ② 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金等を支払っていただきます。
- ③ 料金等は、支払期日の到来する順序にしたがって支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- ④ 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則8および9の規定にかかわらず、契約者の同意を得て、2以上の料金月分の料金等を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払金の相殺)

- ⑤ 当社は、過払いが発生したときは、それ以後の料金月の料金等でその過払金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

- ⑥ 当社は、料金等について、契約者が希望する場合には、利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- ⑦ 本規約により支払いを要するものと定められている料金等の額は、本規約に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下、同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消

費税相当額を加算した額とします。

- ⑧ 通則 13 の算定方法により支払いを要することとなった額は、本規約に定める料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下、同じとします。）の合計と異なる場合があります。
- ⑨ 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。  
(料金等の臨時減免)
- ⑩ 当社は、災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。
- ⑪ 当社は、料金等の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。

## 第 1 表 手続きに関する料金

### 1. 適用

(1) 当社は、第 16 条(料金)に規定する手続きに関する料金を次表のとおり定めます。

区分	内容
docomo business ANCAR Rec Professional Support Services 導入支援 申込代行手数料	当社にて申込を代行する際に支払いを要する料金

(2) (1) に定めるほか、当社は、別冊に別段の定めがある場合は、その定めるところにより手続きに関する料金を適用します。

### 2. 料金額

料金種別	単位	料金額
docomo business ANCAR Rec Professional Support Services 導入支援 申込代行手数料	docomo business ANCAR Rec サービス契約 1 契約及び I P V o i c e 通話録音機能に係る第 6 種シェアード I P - P B X 契約 10 契約まで	32,100 円 (税込 35,310 円)
	I P V o i c e 通話録音機能に係る第 6 種シェアード I P - P B X 契約 10 契約を超える場合、10 契約ごとに	18,900 円 (税込 20,790 円)
備考 支払証明書の発行を受けようとするときは、手数料のほか、印紙代(消費税相当額を含みます。)および郵送料(実費)が必要な場合があります。		

**附則** (令和 8 年 3 月 23 日 C A S 1 サ 000400010518-01 号)

(実施期日)

この規約は、令和 8 年 3 月 26 日から実施します。